

評議員及び法人役員等の報酬及び費用弁償に関する規定

(目的)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人明星会の評議員及び法人役員等の報酬及び費用の弁償について、必要な事項を定めることを目的とする。

(報酬の額)

第 2 条 定款第九条及び第二三条に規定する報酬等の支給基準を次のとおり定めるものとする。

- (1) 評議員の報酬は、支給しない。
- (2) 法人役員（理事及び監事）の報酬は、支給しない。
- (3) 評議員選任・解任委員会の報酬は、支給しない。

(費用の弁償)

第 3 条 評議員、法人役員、評議員選任・解任委員会へ参加するための費用の弁償をする。ただし、正職員の中から就任された役員には支給しない

附 則

1 この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。